

ジョイエ 傷害保険

積立普通傷害保険・積立家族傷害保険



日新火災

日常生活のケガ等を補償する積立型の保険

'13年10月改定

安心の補償内容

- » 死亡・後遺障害保険金
- » **1日目からOK!** 入院保険金
- » **1日目からOK!** 通院保険金

納得の保険料

しかも嬉しい
満期返れい金

掛捨てではありません。

更新時手間いらず

更新手続の必要が
ないタイプを
ご用意しています。



日新火災
の
傷害保険

「ジョイエ 傷害保険」は、あなたを力強く応援します。

*ジョイエとはJoyとe([everytime] [everyone])の
造語でいつも、みんなが嬉しいという意味をもたせています。

あなたを守る安心の備え ジョイエ 傷害保険

1 日常生活のさまざまなケガを24時間補償!

ご家庭でのケガはもちろん、交通事故や仕事中、スポーツ中など、さまざまなケガを国内・国外を問わず補償します。

※急激かつ偶然な外来によるケガが補償の対象となります。



2 賠償責任や身の回り品の損害も補償!

●誤って他人にケガをさせてしまったり、他人の物を壊してしまった場合の法律上の損害賠償責任も補償します。国内で起きた事故については、示談交渉サービスをご利用いただけます。

※賠償責任補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。



●外出中に盗難などの偶然な事故で、身の回り品(携行品)に損害が生じた場合にも保険金をお支払いします。

※携行品損害補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。

3 うれしい満期返れい金!

すべてのご契約タイプに満期時のお楽しみ「満期返れい金」がついています。



被保険者*の範囲

*補償の対象となる方をいいます。以下同様とします。

		ご本人	配偶者	ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ^(注1) ・別居の未婚 ^(注2) のお子さま
個人型		○	×	×
ファミリープラン	夫婦型	○	○	×
	家族型	○	○	○
	本人・親族型	○	×	○ ^(注3)
全型式共通 賠償責任 ^(注4)		○	○	○

(注1)親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

(注2)未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3)本人・親族型は、ご本人と生計を共にする「同居の親族^(注1)および別居の未婚^(注2)のお子さま」が被保険者となります。

(注4)賠償責任補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。

賠償責任補償特約がセットされているご契約タイプには自動的に「賠償事故の解決に関する特約」がセットされます。

例えば

事務員*の方
の場合

※職種級別A級となります。

1.ケガの場合に

死亡保険金
後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内にケガが原因で死亡された場合、後遺障害が生じた場合にお支払いします。

2.ケガの場合に

入院保険金



ケガが原因で入院された場合にお支払いします。

- ・入院1日目から補償
- ・入院保険金日額×入院日数
- ・事故の日からその日を含め180日以内の入院(180日が限度)

3.ケガの場合に

手術保険金



ケガの治療のため、所定の手術をされた場合にお支払いします。

- ①入院中に受けた手術の場合
手術保険金の額=入院保険金日額×10倍
- ②①以外の手術の場合
手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

4.ケガの場合に

通院保険金



ケガが原因で通院された場合にお支払いします。

- ・通院1日目から補償
- ・通院保険金日額×通院日数
- ・事故の日からその日を含め180日以内の通院(90日が限度)

5.身の回り品に損害が生じた場合にも

携行品損害保険金



外出中の偶然な事故により、携行品に損害が生じた場合にお支払いします。

- ・自己負担額: 3,000円
- ・1個、1組または1対ごとに10万円(現金・乗車券等は5万円)が限度
- (注)携行品損害補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。

「携行品」とは

被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、通貨、衣類など)をいいます。

6.このような場合も

賠償責任保険金



被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。また損害の発生または拡大を防止するために要した必要・有益な費用等もお支払いできることがあります。

- (注)賠償責任補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。

7.掛捨てではありません

満期返れい金

保険金請求の有無に関わらず、満期返れい金をお支払いします。

ただし、すべての被保険者につき、死亡保険金をお支払いした場合や、後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でご契約が終了しますので満期返れい金はお支払いできません。

個人型
AX1型 ご加入例 (保険期間3年)

個人型 (女性向けタイプ)
FX1型 ご加入例 (保険期間3年)

ファミリープラン (家族型)
CX3型 ご加入例 (保険期間3年)

最高で
626万円

最高で
540万円

最高で
**本人
配偶者
210万円**
**親族
150万円**

1日につき
3,500円

1日につき
3,400円
※のケガ
2倍補償

1日につき
1,300円

①の場合
35,000円
②の場合
17,500円

①の場合
34,000円
②の場合
17,000円

①の場合
13,000円
②の場合
6,500円

1日につき
1,500円

1日につき
1,400円
※のケガ
2倍補償

1日につき
700円

補償なし

各保険年度ごとに最高で
20万円

補償なし

1回の事故につき最高で
5,000万円

3年後に
5万円

3年後に
5万円

3年後に
10万円

月々のお支払い
3,000円

月々のお支払い
3,000円

月々のお支払い
5,000円

- *この保険では、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となり、病気は保険金支払の対象となりません。
- *ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などのご契約金額・保険金の支払条件等を制限させていただくことがあります。
- *被保険者ご本人の年齢が保険始期日時点において満81歳以上となるご契約は、お引受けできないことがありますので、あらかじめご承知おきください。
詳細につきましては、弊社代理店または弊社にお問い合わせください。
- *次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。
- ・被保険者の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合
 - ・被保険者がご契約について同意(署名)されていない場合



被保険者ご本人の年齢 満65歳以上の方

※団体扱・集団扱を除きます。

例えば

年金受給者(無職)※ の方の場合

※職種級別A級となります。

個人型

AM3型 ご加入例
(保険期間3年)

最高で
430万円

1.ケガの場合に

死亡保険金 後遺障害 保険金

事故の日からその日を含めて180日以内にケガが原因で死亡された場合、重度の後遺障害(第1級～第3級)^(注)が生じた場合にお支払いします。

(注)両眼を失明した場合、咀しゃくおよび言語の機能を廃した状態、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができない状態など

2.ケガの場合に

入院保険金

ケガが原因で入院された場合にお支払いします。

- ・入院1日目から補償
- ・入院保険金日額×入院日数
- ・事故の日からその日を含め180日以内の入院(30日が限度)

1日につき
3,000円

3.ケガの場合に

手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術をされた場合にお支払いします。

- ①入院中に受けた手術の場合
手術保険金の額=入院保険金日額×10倍
- ②①以外の手術の場合
手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

①の場合
30,000円
②の場合
15,000円

4.ケガの場合に

通院保険金

ケガが原因で通院された場合にお支払いします。

- ・通院1日目から補償
- ・通院保険金日額×通院日数
- ・事故の日からその日を含め180日以内の通院(30日が限度)

1日につき
1,500円

5.身の回り品に損害が生じた場合にも

携行品損害 保険金

外出中の偶然な事故により、携行品に損害が生じた場合にお支払いします。

- ・自己負担額: 3,000円
- ・1個、1組または1対ごとに10万円(現金・乗車券等は5万円)が限度
- (注)携行品損害補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。

各保険年度ごとに
最高で
20万円

「携行品」
とは

被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回りの品(カメラ、通貨、衣類など)をいいます。

6.このような場合も

賠償責任 保険金

被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。また損害の発生または拡大を防止するために要した必要・有益な費用等もお支払いできることがあります。

(注)賠償責任補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。

1回の事故につき最高で
5,000万円

7.掛捨てではありません

満期返れい金

保険金請求の有無に関わらず、満期返れい金をお支払いします。

ただし、すべての被保険者につき、死亡保険金をお支払いした場合や、後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でお契約が終了しますので満期返れい金はお支払いできません。

3年後に
5万円

月々のお支払い
2,500円

<職種級別>

A級

右記B級以外のご職業
(レーザー、猛獣取扱者等^(注)は除きます。)

B級

農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者
(助手を含みます。)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者

(注)当ご職業のお引受けにつきましては、弊社代理店または弊社までご照会ください。

ご契約タイプによってセットされる特約

特約名

特定感染症危険
補償特約

特定
感染症
OK

※被保険者ご本人の年齢が保険始期日時点において満65歳以上の場合は(団体扱・集団扱を除きます。)には、セッティングできません。

特約の概要

後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金が対象となります。被保険者が特定感染症^(注)を発病した場合に、各保険金をお支払いします。ただし、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に特定感染症を発病した場合には、お支払いできません(特定感染症危険補償特約をセッティングした継続契約は除きます。)。

(注)「特定感染症」とは、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)』内で規定されている一類感染症、二類感染症および三類感染症であり、平成25年5月現在では、下記の【対象となる特定感染症】となります。

【対象となる特定感染症】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157が含まれます。)、腸チフス、パラチフス、鳥インフルエンザ(H5N1)

顔面傷害による
入院保険金および
通院保険金2倍支
払特約

顔のケガ
2倍補償

※女性向けタイプの
みセッティングされます。

入院保険金および通院保険金が対象となります。被保険者が顔面等(顔面、頭部または頸部)にケガをされ、顔面等の部位の治療について切開・縫合・補てつなどの外科手術または歯科手術を受けた場合に、各保険金は2倍の額をお支払いします。

保険金のお支払い例

事例1

バイクで走行中、自転車を避けようとして急ブレーキで転倒! 左足首を骨折した。

- 入院20日間・通院10日間
- 入院中に手術を行った

AX1型の場合…

入院保険金	70,000円	合計120,000円
手術保険金	35,000円	お支払い!
通院保険金	15,000円	

事例2

飼い犬を連れて公園を散歩中、犬が通行人に飛びかかり、転ばせてしまった! 通行人は右手首を骨折した。

FX1型(賠償責任保険金額5,000万円)の場合…

賠償金	350万円	1回の事故につき、賠償責任保険金額(5,000万円)がお支払いの限度となります。
		お支払い!

※賠償責任補償特約がセッティングされたご契約タイプのみお支払いの対象となります。

保険金をお支払いする場合

死亡保険金

被保険者が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害保険金

被保険者が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%～100%^(注1)をお支払いします。

入院保険金

被保険者が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、180日^(注2)を限度に、【入院保険金日額×入院日数】をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。

手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。

①入院中に受けた手術の場合

手術保険金の額=入院保険金日額×10倍

②①以外の手術の場合

手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

通院保険金

被保険者が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、90日^(注2)を限度に、【通院保険金日額×通院日数】をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。

賠償責任保険金

国内・国外において、次の①、②の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与える、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。

また、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などもお支払いできる場合があります。

①ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

- 死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して、各保険年度ごとに保険証券記載の保険金額が限度となります。

(注1)保険始期日時点の被保険者ご本人の年齢が満65歳以上となる場合(団体扱・集団扱を除きます。)には、「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」がセットされます。この場合には、後遺障害等級の第1級～第3級(死亡・後遺障害保険金額の78%～100%)までの後遺障害が補償の対象となります。

(注2)保険始期日時点の被保険者ご本人の年齢が満65歳以上となる場合(団体扱・集団扱を除きます。)には、「入院保険金支払限度日数変更特約」および「通院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、30日となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、フリーカライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車、モーター・ボート等による競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間の事故
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒など

- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかる損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

- 被保険者またはそのご家族が、既に他の保険商品等をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

- 故意による損害賠償責任
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害賠償責任
- 心神喪失に起因する損害賠償責任
- 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預かったりした物に関し生じた損害賠償責任
- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任など

- 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、ご注意ください。
- 日本国内で発生した事故において、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士の選任などの手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします。ただし、以下の場合を除きます。
 - ・1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償請求権者(被害者)が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合
 - ・弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合
 - ・被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
 - ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が日本国内にいない場合

- 損害額は、1個、1組または1対ごとに10万円を限度とし、現金・乗車券などは5万円が限度となります。
- 各保険年度ごとに、携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。
- 盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。
- 損害による価値の下落(格落ち損)につきましては、お支払いできません。

- 置き忘れ、紛失
- 自然消耗、性質による変質・変色、通常有する性能や性質の欠如
- かき傷、すり傷など単なる外観の損傷
- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害など

携行品損害保険金

盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品に損害が生じた場合に、被害物の時価を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するための費用や権利の保全・行使のための費用についてもお支払いできる場合があります。

*次のものは「携行品」の対象となりません。

船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ラジコン模型、自転車、ハンググライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、稿本、設計書など

もしも事故にあわれたら

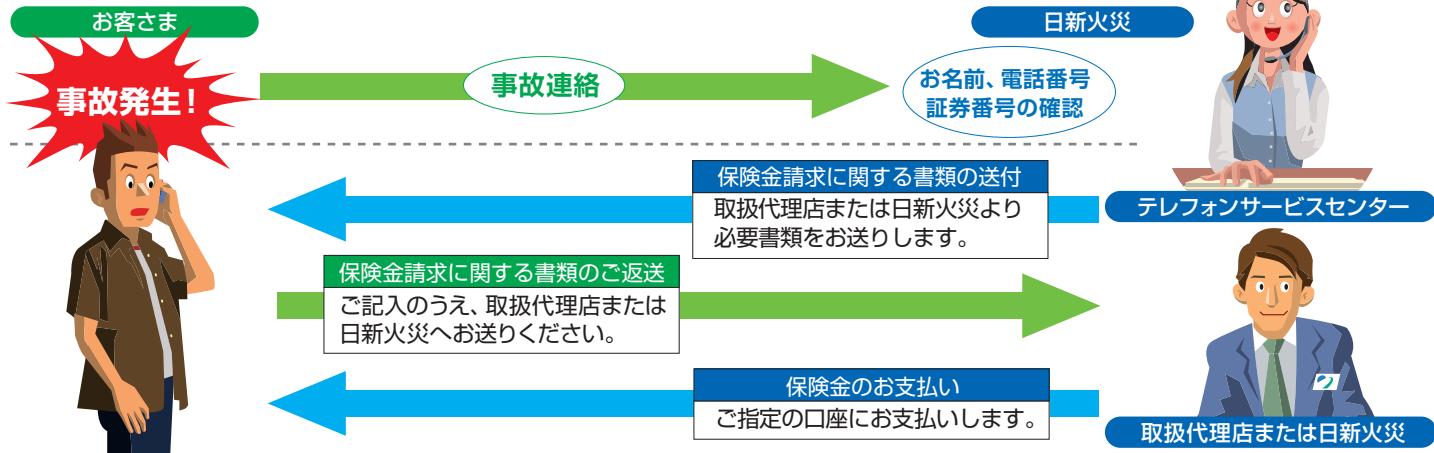
日新火災テレfonサービスセンター

フリーダイヤル **0120-25-7474** までお電話を

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

**24時間
365日
受付**

事故発生から保険金のお支払いまでの流れ



注意事項

<ご契約時のご注意>

- 保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、職業または職務や他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<ご契約後のご注意>

- ご契約後に被保険者（ジョイ工傷害保険ファミリープランの場合には「ご本人」となります。）がその職業または職務を変更された場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合には、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。
- 職業または職務の変更をされた場合、追加保険料をお支払いいただくことがあります。必要な追加保険料のお払込みがない場合は、お支払いする保険金が削減されることやご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 下記の職業またはそれと同等以上の危険を有する職業に変更となる場合には、保険契約を解除させていただくことがあります（ジョイ工傷害保険の場合）。なお、ジョイ工傷害保険ファミリープランの場合は、下記の職業またはそれと同等以上の危険を有する職業に従事している間のケガについては、保険金をお支払いできません。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他身体・生命の危険度の高い職業

- 被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除（その被保険者に係わる部分に限ります。）を求めることができます。

<事故に関するご注意>

- 事故にあわれた場合、取扱代理店または弊社にご連絡ください。事故の発生の日から**30日以内**にご通知のない場合には、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがあります。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただきます。
- 保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**（配偶者、3親等以内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

※このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。

※この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

※弊社は、お預かりしたお客様の個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客様情報のお取扱いに関するご案内」をご確認ください。

※ご契約時およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご確認ください。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください（団体扱・集団扱を除きます。）。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。

※法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)

お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00～17:00(土日祝除く)]

ホームページアドレス <http://www.nissinfire.co.jp>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル **0120-25-7474**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。